

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	高松市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/28211.html

執行機関名 高松市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高松市市営住宅条例(平成9年高松市条例第47号)による市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの(単独住宅)
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第一 第3の項 高松市市営住宅条例(平成9年高松市条例第47号)による市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第1条	高松市市営住宅条例(平成9年高松市条例第47号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第一条 この条例は、市営住宅及び共同施設の設置、整備及び管理について、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「公住法」という。)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特賃法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		高松市市営住宅条例、高松市市営住宅条例施行規則、高松市市営住宅使用料等の減免及び徴収猶予取扱要領、公営住宅法施行規則、公営住宅法施行令